

令和 2 年度

事業年報

横浜市食肉衛生検査所

第1章 総 説

1 沿革

- 昭和25年 4月 と畜場関連衛生行政、神奈川県から本市に委譲
横浜市中央と畜場（神奈川区山内町）は、神奈川保健所が所管
横浜畜産興業(株)戸塚と畜場は、戸塚保健所が所管
- 昭和31年 1月 横浜市衛生局公衆衛生課へ移管
- 昭和32年 2月 横浜畜産興業(株)戸塚と畜場廃止
- 昭和34年 9月 横浜市中央と畜場廃止
新たに横浜市中央と畜場として、鶴見区大黒町3番53号に開設
- 昭和35年11月 庁舎（鉄筋コンクリート2階・一部3階建て・延面積380.4㎡）建設
- 昭和37年 3月 横浜市食肉衛生検査所設置
- 昭和54年10月 総合市場ビルが完成し、3階に検査所移転
- 昭和63年10月 中央卸売市場整備計画に基づく全面改築工事終了
と畜場を含む本館棟が完成し、新施設稼働
- 平成 3年 4月 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行
- 平成 6年 7月 仲卸棟完成
- 平成 7年 3月 女子更衣室及び事務室の改築工事終了
- 平成12年10月 副生物保管用冷蔵庫を増設
- 平成13年10月 牛海綿状脳症検査開始
- 平成14年 4月 豚枝肉冷却施設が完成し、冷と体取引開始
- 平成17年12月 小動物解体室の解体ライン改良工事終了
オンレール稼働
- 平成21年 1月 大動物解体室の解体ライン改良工事終了
オンレール稼働
大動物内臓処理室改良工事終了
- 平成21年 4月 小動物検査コーナー改良工事終了
小動物内臓処理室改良工事終了
- 平成23年 8月 放射線検査室整備。スクリーニング検査開始
- 平成23年10月 小動物けい留所改良工事終了
- 平成24年 7月 食肉衛生検査所ウェブサイト開設
- 平成25年 7月 牛海綿状脳症の検査対象を、「48か月齢超へ」と変更
- 平成29年 4月 牛海綿状脳症の検査対象を、「24か月齢以上で、生体検査において神経症状
が疑われるもの及び全身症状を呈する牛」へと変更
- 令和 2年 3月 牛の放射性物質全頭スクリーニング検査の終了

2 概要

(1) 名称 横浜市食肉衛生検査所

(2) 所在地 横浜市鶴見区大黒町3番53号

TEL 045 (511) 5812

FAX 045 (521) 6031

ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/shokunikueisei/>

(3) 庁舎 総面積 645㎡

ア 総合市場ビル(鉄筋コンクリート3階建 2,602.4㎡)3階部分 529㎡

所長室、事務室、研修資料図書室、試験検査中央管理室、理化学検査室、
理化学測定室、病理検査室、細菌検査室、分離培養室、洗浄滅菌室、
男子更衣室、女子更衣室、ロビー、倉庫

イ 食肉市場福利厚生棟1階部分 44.5㎡

放射線検査室、特別管理産業廃棄物保管庫

ウ 病畜棟 71.5㎡

病畜検査室、前室、計測室、消毒室、BSE検査室、BSE検査準備室

(4) 機構

健康福祉局 —— 健康安全部 —— 食肉衛生検査所

(5) 配属職員構成 令和3年3月31日現在

	所長	副所長	担当係長	事務室	試験室
衛生監視員	1				
と畜検査員		1	3		20
臨床検査技師					3
事務				1+ (再任用1)	
自動車運転手				(会計年度任用1)	
検査補助				(会計年度任用9)	

(6) 業務内容

ア と畜場法に基づくと畜検査及びと畜場の衛生指導

(ア) 伝達性海綿状脳症検査実施要領に基づく、伝達性海綿状脳症スクリーニング検査

イ 食品衛生法に基づく業務

(ア) 第28条第1項の規定による食肉市場内の営業者等からの報告の徴収、市場内で取り扱う食品等の監視指導及び収去

(イ) 第30条第2項の規定による食肉市場内の監視指導

(ウ) 第59条の規定による食肉市場内で取り扱う食品等の廃棄処分及び営業者に対する食品衛生上の危害を除去するための処置命令

(エ) 横浜市健康福祉局食品専門監視班、区福祉保健センターからの収去品依頼検査

ウ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく申請書類等の受理、許可調査、監視指導、確認規程の審査等の業務

エ 横浜市食肉衛生検査所条例に基づく業務

(ア) 食肉動物、食肉及び動物用医薬品についての試験、検査、研究及び調査

(イ) 依頼による試験、検査、研究及び調査

オ 牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定に基づく、牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可

(7) 手数料

	区分	手数料	
と畜検査手数料	牛・馬	600円	
	豚・子牛	300円	H18.4.1改正
	めん羊・山羊	150円	
	病畜・と禁	1,500円	
諸証明		300円	H5.7.1改正
依頼検査等	試験または検査	2,000円	※左記の範囲内の額を徴収します
	研究または調査	10,000円	
	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円	
			H6.4.1改正
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づく手数料	食鳥処理場の構造または設備変更許可申請手数料	10,000円	
	確認規程認定申請手数料	5,500円	
			H9.4.1改正
	確認規程変更認定申請手数料	2,300円	

※ 特に、試験、検査、研究及び調査に使用する材料または手数を要するときの手数料は、実費相当額を徴収します。

第2章 事業概要

1 食肉動物の検査について

(1) と畜検査頭数

令和2年度の総と畜検査頭数は159,965頭です(表1)。

表1 畜種別と畜検査頭数の推移

	畜種	R2年度	R元年度	増△減	前年度比
大動物	肉用牛	7,965 (7)	7,570 (7)	395 (0)	105.2%
	乳用牛	298 (5)	384 (5)	△ 86 (0)	77.6%
	馬	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	合計(大動物)	8,263 (12)	7,954 (12)	309 (0)	103.9%
中小動物	子牛	0 (0)	7 (0)	△ 7 (0)	
	当才	147,450 (3)	147,711 (0)	△ 261 (3)	99.8%
	豚 大貫	4,252 (0)	3,203 (0)	1,049 (0)	132.8%
	計(豚)	151,702 (3)	150,914 (0)	788 (3)	100.5%
	めん羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	山羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	合計(中小動物)	151,702 (3)	150,921 (0)	781 (3)	100.5%
	総計	159,965 (12)	158,875 (12)	1,090 (0)	100.7%

()は病畜の検査頭数です。

(2) と畜場外とさつ

と畜場外とさつ(切迫とさつ)はありませんでした。

(3) と畜検査の結果に基づく処分頭数

とさつ・解体禁止、全部廃棄、一部廃棄のいずれかの処分をした食肉動物の頭数は144,362頭で、総検査頭数の約90.2%にあたりました。その多くが一部廃棄処分となりました(表2、3)。

表2 畜種別処分頭数

	検査頭数	処分数		処分内容		
		頭数	百分率	とさつ・ 解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	8,263	6,006	72.7%	0	12	5,994
子牛	0	0		0	0	0
豚	151,702	138,356	91.2%	3	20	138,333
合計	159,965	144,362	90.2%	3	32	144,327

表3 処分頭数の推移

	検査頭数	処分数		処分内容		
		頭数	百分率	とさつ・ 解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
平成30年度	152,404	139,584	91.6%	0	36	139,548
令和元年度	158,875	144,294	90.8%	0	27	144,267
令和2年度	159,965	144,362	90.2%	3	32	144,327

(4) とさつ・解体禁止及び全部廃棄処分頭数

全部廃棄処分は、牛では牛伝染性リンパ腫、敗血症、高度の黄疸が認められました。豚では敗血症、白血病、豚丹毒、尿毒症、高度の水腫が認められました(表4)。

豚丹毒による、とさつ・解体禁止処分が3頭認められました。

表4 とさつ・解体禁止及び全部廃棄処分頭数

病名		合計	肉用牛	乳用牛	豚(当才)	豚(大貫)
と さ つ ・ 解 体 禁 止	豚丹毒	3	0	0	3	0
	合計	3	0	0	3	0
全 部 廃 棄	牛伝染性リンパ腫	9	8	1	-	-
	白血病	2	-	-	2	0
	豚丹毒	2	0	0	2	0
	サルモネラ症	0	0	0	0	0
	膿毒症	0	0	0	0	0
	敗血症	15	2	0	13	0
	尿毒症	2	0	0	2	0
	高度の黄疸	1	1	0	0	0
	高度の水腫	1	0	0	1	0
	腫瘍(白血病を除く)	0	0	0	0	0
	中毒諸症	0	0	0	0	0
合計	32	11	1	20	0	
総計	35	11	1	23	0	

(5) 獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因

厚生労働省による、食肉検査等情報還元調査のために、当所におけると畜検査データを集計し報告を行いました。その内、と畜場内と殺頭数及び獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因をまとめたものが以下の表となります。(表5)。

表 5 厚生労働省報告第3表 と畜場内と殺頭数及び獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因

と畜場内と殺頭数	処分実頭数	疾病別頭数																				計					
		細菌病							ウイルス・リポウイルス病		原生動物病		寄生虫病		その他の疾病												
		炭素	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	水腫		腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他
牛 8,263	禁止																										
	全部廃棄	12															2			1		9					
	一部廃棄	5,994					1							8					3	145	7		2575	349	4805	7893	
子牛	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
馬	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
と畜	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
豚	禁止	3	3																								3
	全部廃棄	20	2														13	2		1	2					20	
	一部廃棄	138,333							557					25					3	945	13		118497	3091	28752	151883	
めん羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										
山羊	禁止																										
	全部廃棄																										
	一部廃棄																										

2 食鳥の検査について

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく業務のうち、許可権限（市長許可）を除く業務を所管し、関係申請書類等の受理、監視指導等を実施しました。

(1) 食鳥処理場及び届出食肉販売業者の施設数

施設はすべて年間処理羽数が30万羽以下の認定小規模食鳥処理場であり、現在18施設あります。また、食肉販売業の許可を受けている者が届出をし、検査に合格した食鳥とたいを認定小規模食鳥処理業者に販売する届出食肉販売業者は2施設が営業です。

なお、これらの施設に対して延べ12回の監視指導を実施しました。

(2) 食鳥処理衛生管理者数

認定小規模食鳥処理場には、食鳥処理衛生管理者を置くことが義務づけられています。令和2年度の市内設置者数は38人です。

(3) 確認状況及び措置

認定小規模食鳥処理場では、食鳥処理衛生管理者が「確認規程」に基づき異常の有無を確認することが義務づけられています（表1）。

表1 認定小規模食鳥処理場における確認状況及び措置

確認状況及び措置	合計	
異常の有無の確認羽数	81,575	
基準適合羽数	81,575	
基準不適合羽数	0	
不適合に対する措置の内容内訳	全部廃棄	0
	一部廃棄	0

(4) 監視指導等

認定小規模食鳥処理場への「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」導入支援、衛生監視指導、ATP検査キットを用いた衛生検査、残留有害物質の検査所独自モニタリング検査及び食中毒原因細菌の検査を実施しました。

残留有害物質の検査は食鳥の筋肉について実施し、結果はすべて陰性でした(表2)。食中毒原因細菌の検査は食鳥の筋肉、食鳥処理施設内器具等及び従業員の手指について実施しました(表3)。

表2 残留有害物質検査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目			計
			一斉法Ⅰ	テトラサイクリン系 抗生物質	内寄生虫用剤	
検査所独自 モニタリング検査	筋肉	10	370	0	0	370
総計		10	370	0	0	370

表3 食中毒原因細菌検査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目													計	
			大腸菌群	大腸菌数	黄色ブドウ球菌	リステリア	サルモネラ	カンピロバクター	カンピロバクター・コリ	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌		腸管出血性大腸菌
食鳥肉検査	筋肉	10	0	0	10 (1)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	120
食鳥処理施設 フードスタンプ検査	器具等 手指・ その他	8 2	8 2	8 2	8 2	0 0	8 2	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	32 8
総計		20	10	10	20	10	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	160

※()内は陽性検体数を表します。

3 試験検査について

(1) と畜検査関係

ア 精密検査

と畜検査において、と畜場法における全部廃棄の対象となる重篤な疾病が疑われたものについては検査を保留し、微生物学的、病理学的、理化学的に精密検査を行います。精密検査の結果と剖検所見に基づき処分を決定しています。

令和2年度は、51頭の獣畜を検査保留としました(表1)。

表1 保留検査の疾病別検査件数

疾病名	検査区分	保留頭数	検査項目数			
			微生物検査	病理検査	理化学検査	総数
牛伝染性リンパ腫	牛	9	0	383	0	383
白血病	豚	6	0	131	0	131
豚丹毒	豚	2	13	0	0	13
サルモネラ症	豚	0	0	0	0	0
膿毒症	豚	0	0	0	0	0
敗血症	牛	3	144	14	0	158
	豚	21	936	16	0	952
敗血症(非定型抗酸菌症)	豚	4	0	129	0	129
尿毒症	牛	1	0	1	2	3
	豚	3	0	4	3	7
高度の黄疸	牛	1	0	0	1	1
高度の水腫	牛	1	0	0	6	6
全身性腫瘍(白血病を除く)	牛	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0
中毒諸症	豚	0	0	0	0	0
合計		51	1,093	678	12	1,783

イ 牛海綿状脳症(BSE)検査

「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(厚生労働省令)」に基づき、牛のスクリーニング検査を実施しています。

令和2年度は、検査を実施した牛は、いませんでした。

(2) 微生物検査関係

ア と畜場内の衛生状況

次の検査を実施し、検査結果を衛生指導に役立てました(表2)。

厚生労働省通知(平成9年1月28日、平成9年4月8日)に基づき、枝肉の生菌数、腸管出血性大腸菌(O157、O26及びO111)、サルモネラ、黄色ブドウ球菌の検査を実施しました。また、設置者の依頼により大腸菌数の検査を実施しました。

表2 と畜場内の衛生状況調査件数

分類	検査検体		検査項目									計
			検査検体数	生菌数	大腸菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	腸管出血性大腸菌 O157	腸管出血性大腸菌 O26	腸管出血性大腸菌 O111	
フキトリ検査	牛	枝肉	220	220	220	220	115	115	60	60	60	1,070
		肝臓	60	0	0	0	0	0	60	60	60	180
	豚枝肉	220	220	220	220	115	115	0	0	0	890	
総計			500	440	440	440	230	230	120	120	120	2,140

イ HACCP関係

(ア) 令和2年6月1日に施行された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、と畜場においてもHACCPに基づいた衛生管理が義務化されました。

と畜場設置者等が行うHACCPによる衛生管理の外部検証として、厚生労働省通知(生食発0528第1号、令和2年5月28日)に基づき、衛生指標菌を用いた微生物検査を実施しました(表3)。

表3 切除法を用いた枝肉の微生物検査

分類	検査検体	検査検体数	検査項目		計
			生菌数	腸内細菌科菌群	
切除法	牛枝肉	45	45	45	90
	豚枝肉	45	45	45	90
総計		90	90	90	180

(イ)と畜場設置者等が行うHACCPによる衛生管理の支援として、フキトリ検査を実施しました(表4)。

表4 枝肉フキトリ検査

分類	検査検体	検査検体数	検査項目			計
			生菌数	大腸菌数	大腸菌群	
フキトリ検査	牛枝肉	20	20	20	20	60
	豚枝肉	10	10	10	10	30
総計		30	30	30	30	90

ウ 食肉処理施設及び食鳥処理施設の衛生状況

市場内の食肉処理施設2社(2施設)及び市内の食鳥処理施設において、施設内の器具類及び従業員の手指等を対象に細菌検査を実施し、検査結果に基づいて衛生指導を行いました(表5)。

表5 食肉処理施設及び食鳥処理施設の衛生状況調査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目				計
			大腸菌群	大腸菌数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	
食肉処理施設	器具等	38	38 (14)	38 (2)	38 (1)	38 (0)	152
	手指・その他	7	7 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)	28
食鳥処理施設	器具等	8	8 (1)	8 (0)	8 (0)	8 (0)	32
	手指・その他	2	2 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	8
総計		55	55	55	55	55	220

※()内は陽性検体数を表します。

エ 食肉及び食鳥肉収去品・食肉流通品の食中毒原因細菌検査

市内の食鳥処理施設から収去した食鳥肉、市場内の食肉処理施設から収去した食肉の食中毒原因細菌の検査を実施しました（表6）。食肉の衛生対策事業については、横浜市食品衛生監視指導計画に基づき福祉保健センターが収去した食肉の検査を行いました。

表6 食中毒原因細菌検査件数

分類	検査動物	検査検体	検査検体数	検査項目												計		
				大腸菌群	黄色ブドウ球菌	リステリア	サルモネラ	カンピロバクター	カンピロバクター・コリ	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌		腸管出血性大腸菌	バンコマイシン耐性腸球菌
食鳥肉収去検査	鶏	筋肉	10	0	10 (1)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	10 (0)	120	
市場内食肉処理施設収去検査	牛、豚	筋肉	20	20 (8)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	20 (0)	0	240
総計			30	20	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	10	360

※（ ）内は陽性検体数を表します。鶏に関する検査件数は「食鳥の検査」についてのページからの再掲です。

オ 調査研究他

牛直腸及び第Ⅰ胃内容物中の食中毒菌の保菌調査を実施しました(表7)。検査室の精度管理(GLP)に基づき内部・外部精度管理を実施しました(表8)。

表7 保菌調査件数

分 類	検査検体数	検査項目数	
牛の保菌調査	直腸内容物	110	440
	第Ⅰ胃内容物	50	200
総 計	160	640	

表8 精度管理検査件数

分 類	検査検体数	検査項目数
内部精度管理	10	46
外部精度管理	4	6
その他 (HACCP外部検証の検討)	6	18
総 計	20	70

(3) 病理検査関係

病理検査は132頭、1001項目実施し、症例を集積しました。そのうち凍結切片及びスタンプによる簡易検査を20項目実施し、診断の補助としました（表9）。病理検査実施における主な腫瘍診断内訳は以下の通りです（表10）。

表9 病理検査件数

検査項目	検査頭数	検査項目数
一般病理検査	111	353(10)
保留検査	19	643(9)
病理依頼検査	2	5(1)
合計	132	1001(20)

※()内は簡易検査による検査数です。

表10 病理検査における主な診断内訳

		主な診断名
腫瘍	牛	牛伝染性リンパ腫(9)、腺癌(3)、胸膜中皮腫(2)、顆粒膜細胞腫(1)、線維腫(1)、心臓血管筋腫(1)
	豚	白血病(2)、乳頭腫(2)、平滑筋腫(2)、肥満細胞腫(1)、腎芽腫(1)、肝細胞腺腫(1)、皮膚過誤腫(2)
炎症	牛	腎盂腎炎(1)、増殖性好酸球性小葉間静脈炎(1)、脂肪織炎(1)、化膿性眼瞼炎(1)、慢性腹膜炎(1)
	豚	非定型型抗酸菌症(2)、尿細管間質性腎炎(2)、好酸球性肝炎(1)、結節性動脈周囲炎(1)、メソグロム増殖性糸球体腎炎(1)、化膿性皮膚炎(1)
その他	牛	黒色症(1)、ヘモジデリン沈着症(1)、肝細胞脂肪変性(1)、反応性リンパ濾胞増生(1)、髄索増生(1)、肝線維症(1)
	豚	脾臓の血腫及び貧血性萎縮(4)、リンパ濾胞(3)、肝線維症(2)、心筋梗塞(1)、急性尿細管壊死(1)、喉頭蓋の軟骨増生(1)、富脈斑(1)、心臓弁膜の粘液腫様変性(1)

※()内は診断数です。

(4) 理化学検査関係

ア 残留有害物質検査

市場内を流通する食肉に対して、厚生労働省通知及び検査所独自に基づくモニタリング検査を、残留有害物質について実施しました。(表11)。

令和2年度の検査において違反検体はありませんでした。

表11 残留有害物質検査件数

分類	検査動物	検査検体	検査検体数	検査項目				計
				一斉法Ⅰ	テトラサイクリン系 抗生物質	内寄生虫用剤	抗生物質	
検査所独自モニタリング検査	牛	筋肉	30	1,110	0	0	0	1,110
	豚	筋肉	60	2,220	0	0	0	2,220
	鶏	筋肉	10	370	0	0	0	370
厚生労働省通知に基づく モニタリング検査	牛	筋肉	10	370	0	0	0	370
		腎臓	10	0	30	0	0	30
		脂肪	10	0	0	40	0	40
	豚	筋肉	10	370	0	0	0	370
		腎臓	10	0	30	0	0	30
		脂肪	10	0	0	40	0	40
仲卸収去	牛	筋肉	10	370	0	0	0	370
		脂肪	10	0	0	40	0	40
	豚	筋肉	10	370	0	0	0	370
		脂肪	10	0	0	40	0	40
総計			200	5,180	60	160	0	5,400

※テトラサイクリン系抗生物質は、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリンの3項目です。

※鶏に関する検査件数は「食鳥の検査について」のページからの再掲です。

イ その他

検査室の精度管理（GLP）に基づき内部精度管理を35検体、84項目、外部精度管理を1検体、5項目実施しました。

また、と畜検査の通常検体精密検査を9検体、13項目実施しました（表12）。

表12 精度管理検査件数その他

分 類	検査検体数	検査項目数
内部精度管理	35	84
外部精度管理	1	5
その他(通常検体)	9	13
総 計	45	102

4 牛特定部位の使用許可について

牛特定部位については、「牛海綿状脳症対策特別措置法」第7条第2項の規定に基づき、学術研究等の目的で使用する場合に限り、焼却による処理を免除し、使用を許可しています。

(1) 使用許可施設数

主な許可施設は大学歯学部、歯科医療関連企業です(表1)。

表1 牛の特定部位使用許可状況

特定部位の種類		提供施設数	
		新規	0施設
歯	2施設	更新	0施設
		継続	2施設

5 学会・研修会等の発表

表1 学会・研修会等

実施日	学会・研修会名	演 題
令和2年10月9日～11月5日	全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第77回 病理研修会（書面開催）	牛の腎臓

※発表内容は第3章を参照してください。

表2 所内研修会等

実施日	研修会名	内容
令和2年9月16日	所内病理勉強会	牛の脂肪の変性 牛の下顎の腫瘤

6 衛生講習会

今年度、衛生講習会の実施はありませんでした。

第3章 調査研究報告

次の内容に関して研究報告を行いました。発表に用いた抄録を掲載します。

○令和2年10月9日-11月5日 全国食肉衛生検査所協議会病理部会
第77回病理研修会(書面開催)

Ⅰ 牛の腎臓

演 題：牛の腎臓

機 関 名：横浜市食肉衛生検査所 氏 名：川端 奈津子

動 物 名：牛 品種：交雑種 性別：雌 年齢：25 か月齢

病 歴：不明

生 体 所 見：一般畜として搬入され、著変は認められなかった。

内 臓 所 見：右腎後端に被膜に覆われた 15×9×7 cmの乳白色腫瘤が認められた。割ると腫瘤は腎門部から腎実質にかけて認められ、乳白色充実性で、やや硬結感を有し凹凸があり、結合組織で胞巣状に分画されていた。右腎リンパ節は 13×7×6 cmに腫脹していた。割ると腫瘤と同様に乳白色で硬結感があり胞巣状を呈していた。左腎およびその他の臓器に著変は認められなかった。

組 織 所 見：腎盂では尿路上皮細胞が不規則に重層し、一部乳頭状に増殖していた。皮質および髓質では、様々な大きさの管腔構造が認められた。管腔を形成する細胞は大型かつ多型性で、複数の核小体をもつ淡明な類円形の核と広い細胞質を有し、分裂像が散見された。管腔内には扁平上皮化生した角化上皮を多数認めた。間質では結合組織が増生し、リンパ球が浸潤していた。腎固有組織との境界は不明瞭だった。

腎リンパ節では腎臓と同様の腫瘍細胞の増殖が認められた。

固 定 方 法：10%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位（図示）



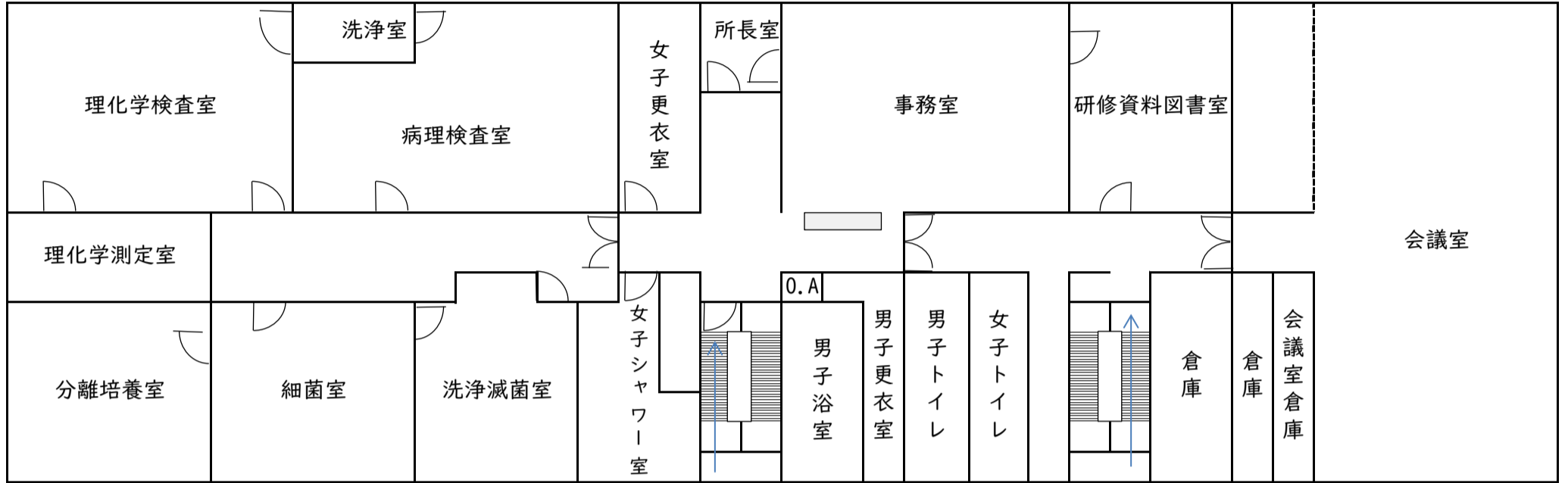
行 政 処 分：全部廃棄 ・ 一部廃棄 (腫瘍)

組織診断名：牛の腎臓の集合管上皮由来を疑う腺癌

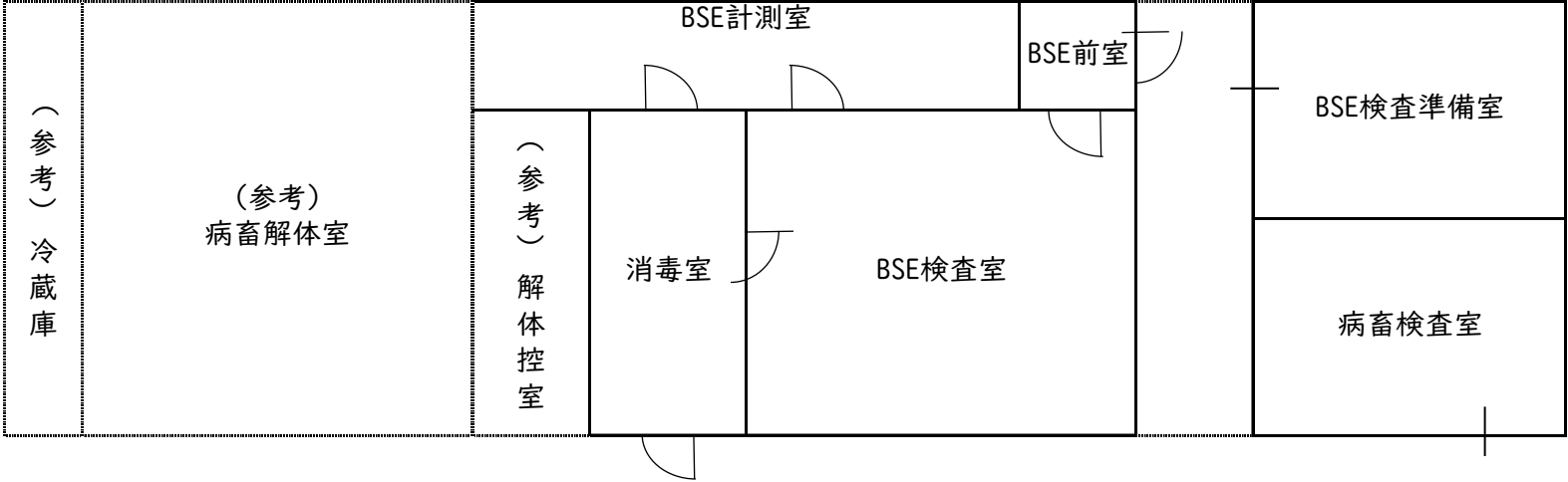
疾病診断名：牛の腎臓の集合管上皮由来を疑う腺癌

横浜市食肉衛生検査所平面図

総合市場ビル3階

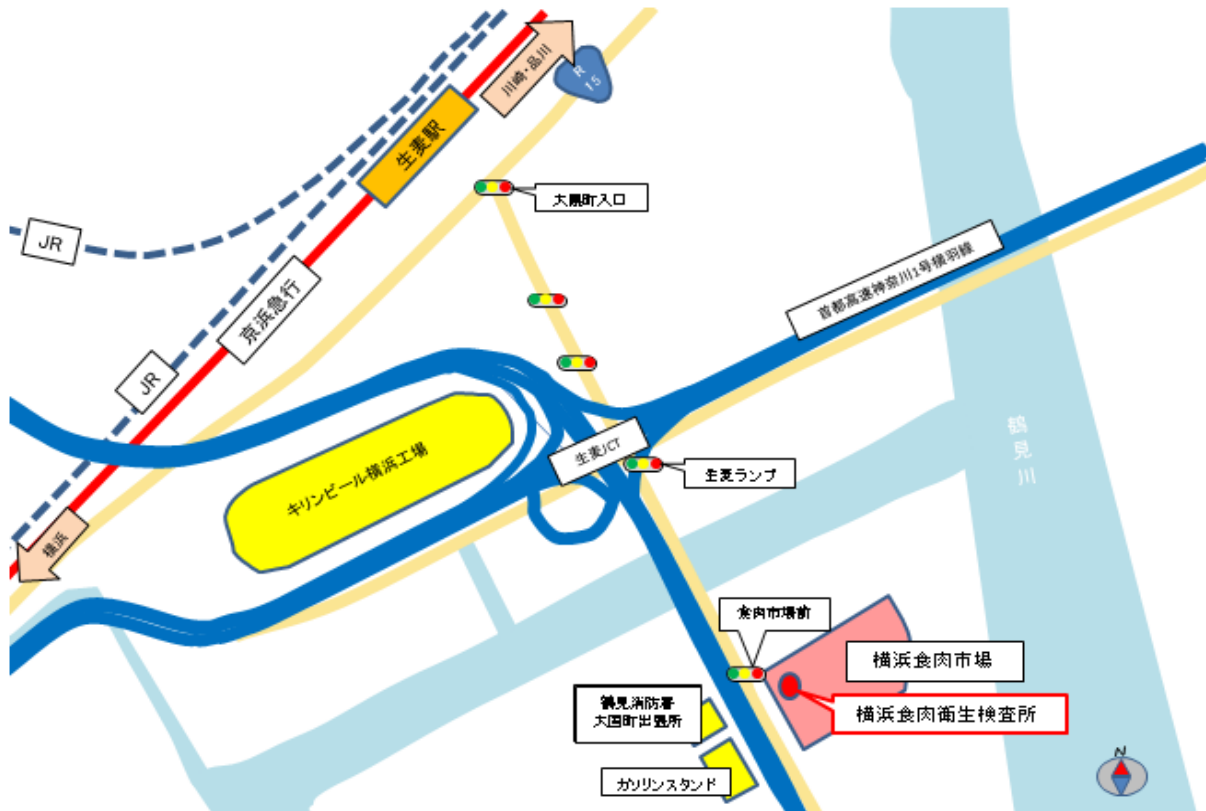


BSE検査室平面図



横浜食肉衛生検査所 案内図

2019年 1月24日 作成



電車：京浜急行生麦駅から徒歩15分

バス：JR鶴見駅・新子安駅から市営バスに乗車 食肉市場前下車1分

車：首都高速大黒町Rから5分、首都高速汐入Rから5分、首都高速生麦Rから1分

令和2年度事業年報

令和3年11月発行

発行所 横浜市健康福祉局食肉衛生検査所

〒230-0053

横浜市鶴見区大黒町3番53号

TEL 045(511)5812

FAX 045(521)6031

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/shokunikueisei/>